

2020年7月1日

吸収分割事後開示事項

東京都港区港南二丁目16番6号
キャノンマーケティングジャパン株式会社
代表取締役社長 坂田正弘

東京都品川区東品川二丁目4番11号
キャノンITSメディカル株式会社
代表取締役社長 黒井慶信

キャノンマーケティングジャパン株式会社（以下「キャノンMJ」といいます。）は、2020年7月1日、キャノンMJを吸収分割会社、キャノンITSメディカル株式会社（以下「キャノンIM」といいます。）を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）により、キャノンMJの医療ソリューション開発部の事業に関する権利義務をキャノンIMに承継しました。

本吸収分割に関する事後開示事項（会社法第791条および第801条ならびに会社法施行規則第189条）は、以下のとおりです。

1. 本吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2020年7月1日

2. 吸収分割会社（キャノンMJ）における次に掲げる事項（会社法施行規則第189条第2号）

(ア) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

キャノンMJは、会社法第784条第2項に基づき本吸収分割を実施したため、キャノンMJの株主は吸収分割をやめることを請求する権利を有しませんでした。

(イ) 会社法第785条、第787条および789条の規定による手続の経過

キャノンMJは、会社法第784条第2項に基づき本吸収分割を実施したため、同法第785条第1項第2号により、同法第785条の規定による手続きを要しませんでした。

キャノンMJにおいては、会社法第787条第1項第2号に規定する新株予約権がないことから、同法第787条の規定による手続きを要しませんでした。

本吸収分割における債務の承継は併存的債務引受けによることから、本吸収分割後、キヤノン MJ に対して債務の履行を請求することができないキヤノン MJ の債権者は存在しないため、会社法第 789 条の規定による手続きを要しませんでした。

3. 吸収分割承継会社（キヤノン IM）における次に掲げる事項（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(ア) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本吸収分割は、会社法第 796 条の 2 の各号に該当するとして、本吸収分割をやめることを請求する株主はおりませんでした。

(イ) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

キヤノン IM は、キヤノン MJ の完全子会社であるため、株主からの株式買取請求はありませんでした。

(ウ) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

キヤノン IM は、会社法第 799 条第 2 項および第 3 項の規定により、2020 年 5 月 26 日付官報および同日付定款紙で債権者に対し異議申述の公告を行いました。異議申述期限までに本吸収分割について異議を述べた債権者はおりませんでした。

4. 本吸収分割によりキヤノン IM がキヤノン MJ から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

キヤノン IM は、キヤノン MJ から本吸収分割契約書の定めに従いキヤノン MJ の医療ソリューション開発部の事業に関する権利義務を承継しました。

5. 本吸収分割に係る変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

本吸収分割におけるキヤノン MJ およびキヤノン IM の変更登記申請は、2020 年 7 月 13 日に行う予定です。

6. 上記のほか、本吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以 上